報告事項概要

資料１

１　令和４年度の高齢者虐待に関する調査結果概要（詳細は参考資料１・２）

令和4年度の虐待相談・通報件数は975件、虐待の事実ありと判断された件数は487件であった。

表1－1　高齢者虐待の通報・相談件数等

類型	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報	25	24	24
	虐待の事実あり	9	8	2
養護者による高齢者虐待	相談・通報	852	900	951
	虐待の事実あり	480	476	485
合計	相談・通報	877	924	975
	虐待の事実あり	489	484	487

図1　虐待通報件数等

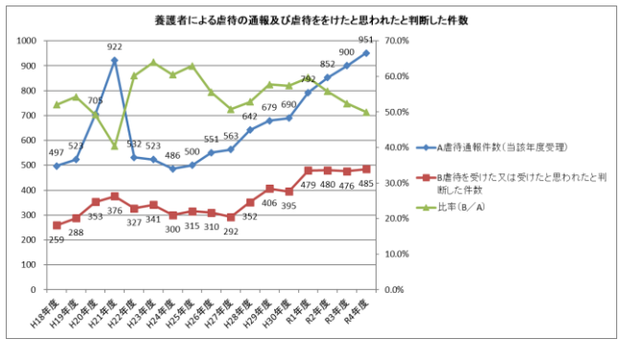

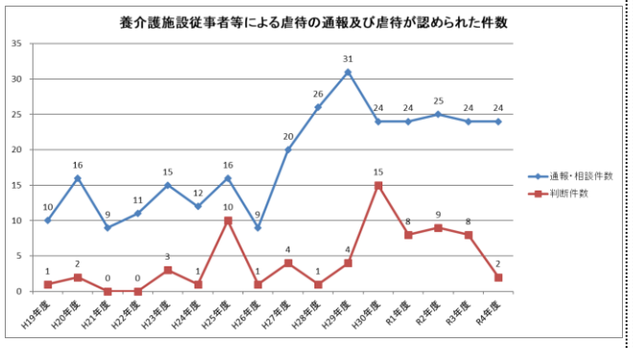

表1－2　養介護施設従事者等による高齢者虐待の詳細

	令和3年度	令和4年度
相談・通報者	施設・事業所職員（11人）、施設・事業所の管理者（5人）等	家族・親族（2人）、施設・事業所職員（19人）、施設・事業所の管理者（1人）等
虐待種別・類型※	心理的虐待（6件）、身体的虐待（4件）、経済的虐待（2件）	身体的虐待（3件）、心理的虐待（2件）
虐待者職種	介護職（3人），経営者・開設者（2人），看護職（1人），施設長（1人）等	介護職（4人）、管理職（1人）
被虐待高齢者の性別	男性　1人，女性　9人	男性　1人、女性　2人

※1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上。

表1－3　養護者による高齢者虐待の詳細

	令和3年度	令和4年度
相談・通報者	警察（369人）、介護支援専門員（201人）、家族・親族（69人）、市町村職員（69人）等	警察（445人）、介護支援専門員（215人）、家族・親族（75人）、市町村職員（48人）等
虐待種別・類型※	身体的虐待（326人）、心理的虐待（215人）等	身体的虐待（322人）、心理的虐待（229人）等
虐待者続柄	息子（194人）、夫（104人）等	息子（229人）、夫（106人）等
被虐待高齢者の性別	男性121人，女性368人	男性129人，女性382人

※1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上。

２　身体拘束廃止取組状況調査結果概要（詳細は参考資料４）

（1）調査方法

令和5年10月27日時点で宮城県内に所在する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院（合計199施設）を対象に、施設長等の施設を管理する責任者に対してみやぎ電子申請システムにより回答を依頼し、調査対象施設のうち189施設から回答を得た。

表2－1　身体拘束の状況（10.1～10.31）

	平成29年10月	令和2年10月	令和5年10月
身体拘束（緊急やむを得ない場合を含む）を行った施設数※	49施設（21.9%）	30施設（15.7%）	20施設（10.6%）
身体拘束が行われた実人数	129人	82人	72人
身体拘束が行われた延べ人数	211人	140人	78人
緊急やむを得ない場合以外に身体拘束が行われた延べ人数	47人	1人	0人

※括弧内は，回答のあった191施設に対する割合。

図2　身体拘束が行われた延べ人数等

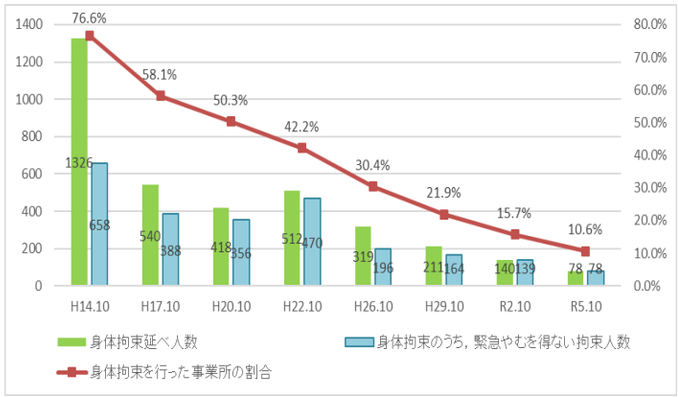

図3　身体拘束の行為

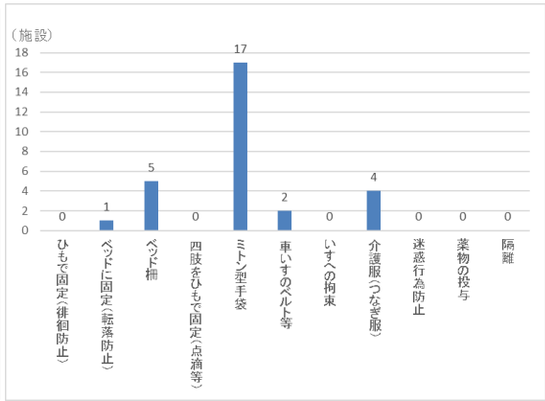

表2－2　身体拘束廃止に向けた取組

	施設内研修	施設外研修	家族を含めた研修会	施設内に委員会設置	先進施設等の視察	ポスターの掲示	設備や用具の改善	その他
合計	188	109	2	182	1	47	81	5

３　高齢者虐待相談・援助窓口相談実績

特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」に委託して実施した標題業務の、直近3年間の相談実績等は、下記のとおり。

表3　相談対応件数等実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
対応件数（延べ対応件数）	35件（155件）	31件（148件）	21件（94件）
相談者等の内訳	行政14件、包括7件、本人・家族4件、施設4件、その他6件	行政15件、包括2件、本人・家族11件、施設2件、その他1件	行政14件、包括2件、本人・家族0件、施設5件、その他0件

※令和5年度は，第3四半期までの実績

4　高齢者権利擁護に関する取組実績等（詳細は参考資料３）

(1)高齢者権利擁護推進研修会

特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」に委託して実施した標記研修会の、直近3年間の開催実績は、下記のとおり。

表4－1　高齢者権利擁護推進研修開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村職員等向け研修	1回 （会場15人，web 87人）	1回 （会場2人，web 71人）	1回 （会場6名、オンライン41名）
施設長等向け研修	1回 （会場14人，web 114人）	1回 （会場2人，web 65人）	1回 （会場19名、オンライン153名）
看護職員向け研修	1回 （会場　4人，web 42人）	1回 （会場3人，web 32人）	1回 （会場9名、オンライン43名）
初任者向け研修	1回 （会場12人，web 82人）	1回 （会場7人，web 62人）	1回 （会場15名、オンライン137名）

(2)高齢者権利擁護推進委員会

標記委員会の開催実績は，以下のとおり。

・令和3年度　1回（令和4年2月15日）
・令和4年度　1回（令和5年1月25日）
・令和5年度　1回（令和6年2月9日）

(3)人権啓発活動地方委託事業

法務省の地方委託事業である標記事業の、直近3年間の実績は、以下のとおり。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施主体	仙南保健福祉事務所 （パンフレットの作成・配布） 北部保健福祉事務所 （パンフレットの作成・配布）	仙南保健福祉事務所 （パンフレットの作成・配布）	仙南保健福祉事務所 （パンフレットの作成・配布）

5　成年後見制度利用促進基本計画に基づく市町村の体制整備

表5－1　第二期基本計画に基づく市町村の体制整備状況概要（令和5年10月1日時点　速報値）

項目	実施 市町村数	未実施 市町村数	備　考
市町村計画の策定	23 （前年比+4）	12	【計画策定（予定）時期】 策定済：23（仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、柴田町、丸森町、亘理町、利府町、色麻町、加美町、美里町、南三陸町） R5年度：2（大郷町、涌谷町） R6年度：2（塩竈市、七ヶ浜町） 未定（行政内部で検討中を含む）：8
中核機関の設置	8 （前年比+1）	27	【中核機関設置（予定）時期】 設置済：8（仙台市、石巻市、気仙沼市、多賀城市、岩沼市、富谷市、大河原町、女川町） R5年度：1（大郷町） R6年度：6（塩竈市、白石市、大崎市、柴田町、亘理町、美里町） R7年度以降：1（栗原市） 未定（行政内部で検討中を含む）：19

県の取組（令和5年度）

①県、仙台家庭裁判所、専門職団体等（仙台弁護士会、宮城県司法書士会、宮城県社会福祉士会、宮城県社会福祉協議会等）との定例会議の開催（1回）
②市町村担当職員、家庭裁判所、専門職団体等による情報交換会の実施（5回）
③市町村への司法職派遣事業（5件：R5.1.18時点）
④成年後見制度に関する普及啓発研修会（2回）
⑤市民後見人養成・支援事業（2市に補助）
⑥各種情報提供等

表5－2　市民後見人養成・支援事業実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施主体	仙台市	仙台市	仙台市、富谷市	仙台市、富谷市	仙台市、富谷市

（参考）令和5年度成年後見制度の利用に関する情報交換会開催概要

1　目　的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）に基づく成年後見制度の適切な利用を推進するため、市町村担当者と関係機関等との情報交換会を開催するもの。

2　参集範囲

仙台弁護士会／宮城県司法書士会／宮城県社会福祉士会／仙台家庭裁判所／宮城県社会福祉協議会／宮城県／下記市町村の成年後見制度担当職員

3　開催日時・会場等

日時	会場	対象市町村
令和6年1月9日（火） 午前10時から午前11時30分	自治会館２０８会議室	塩竈市、東松島市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、南三陸町
令和６年１月１０日（水） 午前１０時から午前１１時３０分	自治会館２０７会議室	名取市、多賀城市、登米市、富谷市、蔵王町、山元町、大和町
令和６年１月１１日（木） 午後１時３０分から午後３時	自治会館２０８会議室	気仙沼市、白石市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、美里町
令和６年１月１１日（木） 午後３時３０分午後５時		角田市、岩沼市、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
令和６年１月１９日（金） 午前１０時から午前１１時３０分		石巻市、亘理町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村

4　内　容

(1)第二期計画における地域連駅ネットワークづくりの必要性について説明
(2)情報交換（各市町村の体制整備状況について、意見交換）
(3)関係機関との個別相談

5　令和5年度の情報交換会において把握した課題等

(1)令和5年度における市町村における主な課題
・市町村と司法関係団体（家庭裁判所，弁護士，司法書士）の関わりが稀薄である。
・担当者の人事異動による理解，経験不足。
・マンパワー、財源不足により、市町村単独で取り組むことが困難なことも多い。

(2)対応案
・市町村が気軽に専門職へ相談できる関係づくりを支援するため，情報・意見交換を開催する。
・市町村における権利擁護支援が適切に検討・実施されるよう、知識や経験のあるアドバイザーの派遣を推進する。
・成年後見制度を含めた権利擁護支援や意思決定支援が適切に行われるよう、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象とした研修を行う。
・（仮称）宮城県成年後見制度利用促進協議会を設置することで、広域連携を図り単独市町村では取り組むことが困難な体制整備を促進する。